

使用料等の見直しについて

1 はじめに

本市は、これまでに市民生活に必要なインフラ整備のほか、市民福祉の向上のため、文化施設、スポーツ施設、コミュニティ施設などの様々な公共施設を整備してきました。これらの施設は市民共有の財産として、多くの市民に利用されており、近年では、市民サービスの向上と維持管理費の縮減を図るため、指定管理者制度及び利用料金制の導入を進めるなど、民間のノウハウを活用し、施設の効率的な運営に取り組んできました。引き続き、効率的な維持管理を行いつつ、市民ニーズの変化や施設の老朽化などへの対応を図っていく必要があります。

公共施設は、維持管理費の一部を使用料として施設利用者に負担していたり、運営されています。こうした使用料は受益者負担を基本に、維持管理費などを算定基準として、概ね5年を目途に見直しを実施してきました。

今後、公共施設の老朽化による維持管理・更新費用の増加や、施設利用者のニーズの変化に伴う対応などが一層求められるものと見込まれています。本市では、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理方針に基づき、個々の公共施設ごとの施設評価を行い、公共施設の「質」と「量」の適正化に向けた取組みを進めています。

今回の見直しにあたりましては、将来に亘って適正な公共施設の運営を図るため、施設利用の現状における課題等を整理するとともに、学識経験者で構成された「豊橋市公共施設のあり方検討委員会」からの意見を伺いながら、受益者負担の適正化、増加する施設コストへの対応、施設稼働率の向上などの観点から検証を行い、一部施設の使用料等について改定を実施することになりました。

2 公共施設の現状

(1) 施設のコストについて

施設の利用者数と、施設の総コストについて、平成28年度と24年度の状況を比較しました。

$$\text{施設の総コスト} = \text{維持管理費} + \text{人件費}$$

施設の総コストは、指定管理の導入や人員の見直しにより削減を図っているものの、老朽化に伴う修繕費などのほか、消費税や施設の法定点検の増などにより、ほとんどの施設で増加しています。

公共施設等総合管理方針で示したとおり、今後、さらに施設の老朽化に伴う維持補修費用などにより、施設の総コストの増加が見込まれます。

○主な施設の利用者数と施設の総コストの比較

区分	施設名称	平成24年度		平成28年度		増減率	
		利用者数 (人)	施設の 総コスト (千円)	利用者数 (人)	施設の 総コスト (千円)	利用者数	施設の 総コスト
		(A)	(B)	(C)	(D)	(C)/(A)	(D)/(B)
文化	市民文化会館	158,988	56,729	154,122	64,315	96.9%	113.4%
	公会堂	77,258	28,999	71,875	31,456	93.0%	108.5%
	穂の国とよはし芸術劇場	-	-	195,169	146,437	-	-
スポーツ	岩田総合球技場	112,972	45,854	121,885	49,381	107.9%	107.7%
	地区体育館(10館)	346,019	73,256	393,626	82,186	113.8%	112.2%
	総合体育館	171,223	83,843	241,289	119,421	140.9%	142.4%
コミュニティ	校区市民館(50館)	1,015,919	118,276	1,043,144	140,312	102.7%	118.6%
	地区市民館(22館)	956,082	160,047	927,927	174,351	97.1%	108.9%
	市民センター	84,270	36,017	92,484	38,268	109.7%	106.2%
教育	青少年センター	67,050	42,704	52,640	42,459	78.5%	99.4%
	野外教育センター	10,196	24,342	11,962	19,755	117.3%	81.2%
その他	二川宿本陣資料館	32,675	76,279	45,208	77,026	138.4%	101.0%
	りすば豊橋	144,644	122,161	206,974	123,652	143.1%	101.2%
	プラネタリウム	27,715	25,724	22,628	22,980	81.6%	89.3%

(注) 消費税及び地方消費税の税率は、平成24年度が5%、28年度は8%。

(2) 施設の受益者負担の状況

平成28年度の施設コストから、施設の性質別負担割合に基づく受益者負担額を算出し、使用料収入（減免額を含む。）と比較することで、受益者負担の状況を確認しました。

全体的に、使用料収入では受益者が負担すべき額が賄えていない状況となっています。

$$\text{施設コスト} = \text{施設の総コスト} \times \text{使用料対象面積}(\ast 1) / \text{施設の総面積}$$

※1 「貸室」など専用部分に加え、廊下や便所などの「共通部分」を専用部分で按分し算出。

$$\text{受益者負担額} = \text{施設コスト} \times \text{性質別負担割合}(\ast 2)$$

※2 施設の性質に応じ受益者が負担する割合（参考資料 参照）。

○主な受益者負担の状況（平成28年度）

区分	施設名称	施設コスト (千円)	性質別 負担 割合	受益者負担額 (千円)	使用料収入 (減免額を含む) (千円)	収支不足額 (千円)
		(E)	(F)	(G)=(E)×(F)	(H)	(H) - (G)
文化	市民文化会館	39,093	75%	29,320	21,800	△7,520
	公会堂	22,934	75%	17,201	8,756	△8,445
	穂の国とよはし芸術劇場	76,186	75%	57,140	62,490	5,350
スポーツ	岩田総合球技場	49,325	75%	36,994	10,667	△26,327
	地区体育館(10館)	80,177	75%	60,133	25,163	△34,970
	総合体育館	116,600	75%	87,450	51,281	△36,169
コミュニティ	校区市民館(50館)	128,169	50%	64,085	10,051	△54,034
	地区市民館(22館)	163,879	50%	81,940	25,354	△56,586
	市民センター	33,727	50%	16,864	7,184	△9,680
教育	青少年センター	40,446	50%	20,223	1,852	△18,371
	野外教育センター	13,212	50%	6,606	185	△6,421
その他	二川宿本陣資料館	77,026	50%	38,513	16,902	△21,611
	りすば豊橋	123,652	75%	92,739	72,960	△19,779
	プラネタリウム	22,979	75%	17,234	4,243	△12,991

(3) 施設の稼働状況（文化・スポーツ施設）

本市では、文化施設のホールや新たに整備した陸上競技場において、平日と土日・祝日の稼働状況に着目し、土日・祝日料金を設定しています。

平成28年度は、ほとんどの施設において土日・祝日の稼働率は50%を超えていますが、平日の稼働率は概ね低い状況にあり、平日の利用を促進し、施設稼働の向上に努める必要があります。

○主な施設の平日と土日・祝日の稼働状況（平成28年度）

区分	施設名称	稼働率 ※	
		平日	土日・祝日
文化	市民文化会館	37.5%	88.7%
	公会堂	41.4%	87.8%
	アイプラザ豊橋	21.6%	50.4%
	穂の国とよはし芸術劇場	55.8%	87.0%
	ライフポートとよはし (コンサートホール)	34.5%	79.1%
スポーツ	岩田総合球技場		
	豊橋市民球場	18.8%	71.1%
	豊橋市民球技場	5.2%	73.9%
	豊橋市民庭球場	50.2%	90.1%
	総合運動場		
	豊橋球場	53.2%	83.5%
	東田球場	25.7%	77.1%
	地区体育館(10館)	72.1%	96.9%
総合体育館	40.9%	79.4%	

※文化施設はホールの稼働率。スポーツ施設は施設予約システムに基づく稼働率（芝の養生等による閉場日を除く）。

(参考) 中核市47市における土日・祝日料金の設定状況

区分	平成29年度
土日・祝日料金の設定あり	26市(55%)

(4) 公共施設の課題

施設の現状を検証する中で、浮かびあがった使用料のあり方や施設運営に向けての主な課題は以下のとおりです。

① 受益者負担の適正化

使用料の算出基礎となる施設の総コストは全体として増加傾向を示しており、また、使用料では受益者の負担で賄われるべき額を賄うことができず、不足分を公費（税金）で補填している状況です。

そのため、施設の利用者と利用者以外の方との負担について、公平性の観点から使用料の見直しが必要です。

② 施設総コストの縮減・明確化

受益者負担の適正化を進めるためには、アウトソーシングの推進などにより一層のコスト縮減が必要です。さらに、施設の総コストの見える化を推進し、統一的な基準による公会計を活用した施設のセグメント分析など、施設にかかるコストと受益者負担の状況を明らかにすることが必要です。

③ 施設の老朽化への対応

昭和40年代から50年代に建設された公共施設の老朽化に伴い、維持補修にかかる費用の増加が見込まれるため、将来において増加が見込まれる施設の維持管理・更新費用を現在の施設利用者に負担いただき、世代間における「負担の公平性」を担保することが必要です。

④ 施設の稼働率の向上

文化施設やスポーツ施設では平日、土日・祝日の利用に大きく差があります。

平日への誘導により利用を平準化し、施設全体の稼働率の向上を図るため、使用料の改定にあたっては、平日とは別に、土日・祝日の使用料の設定など、平日の施設利用の促進のための見直しが必要です。

3 統一的な見直し

(1) 使用料改定の基本的な考え方

① 対象となる施設

原則として、従前から使用料を設定している公共施設を対象としました。

② 使用料の算定方法

施設コストから受益者負担額を算出し、過去の施設使用の実績から基準となる使用料額を算出したのち、改定率を算定しました。

なお、将来の施設の維持管理・更新に備えるため、新たに減価償却費を施設コストに算入しました。

現行の使用料に改定率を乗じ、改定後の使用料としました。

No	項目	内容
1	施設コスト	<p>○貸室を基本とする施設の施設コスト (維持管理費 + 人件費 + 減価償却費) × (使用料対象面積 ※ / 総面積)</p> <p>※「貸室」など専用部分に加え、廊下や便所などの「共通部分」を按分し算出</p> <p>○入場者を基本とする施設の施設コスト (維持管理費 + 人件費 + 減価償却費)</p>
2	受益者負担額	<p>受益者負担額 = 施設コスト × 施設の性質に応じた負担割合</p>
3	基準となる使用料額	<p>○貸室を基本とする施設 減免額を加えた使用料決算額を基に算定</p> <p>○入場者を基本とする施設 過去の入場者数の実績を基に算定</p>
4	改定率	<p>改定率 = 受益者負担額 ÷ 基準となる使用料額</p>
5	改定対象	<p>改定率 110% を超える施設 ※年度間の施設コストの変動などを勘案し設定</p>

③ 施設利用の維持・向上の取組み

施設全体の稼働の向上を図るため、平日の施設利用を促進するよう文化・スポーツ施設で土日・祝日料金を設定しました。また、大幅な使用料の増による施設利用者の急激な負担増になることを考慮し、激変緩和措置を設けました。

No	項目	内容
1	土日・祝日料金の設定	平日の150%で文化・スポーツ施設に設定 ※平日への誘導効果や他自治体の状況などを勘案し設定
2	激変緩和措置	改定率上限150% 土日・祝日料金は、改正前の平日の200%を上限 ※過去の改正経過や施設利用への影響、他自治体や民間施設の状況などを勘案し設定

- 使用料の改定にあたっては、基本的な考え方にに基づきながら、近隣自治体や市内の類似施設との均衡を考慮しました。
- 具体的な改定金額等については、別紙「主な使用料等改定施設」をご覧いただくほか、各施設のホームページなどでご確認ください。

4 個別の見直し

(1) 個別の見直しについて

新たな機器への更新や遊休空間の活用など利用者の利便性向上に伴う見直しや、貸室使用料等の新設による歳入の確保など、施設の提案に基づき見直しを行いました。

① 使用料等の新設

新たに施設の使用料を設定し、歳入の確保を図りました。

項目	施設
貸室使用料	地域福祉センター（大清水・八町・牟呂） 集会室、和室 など 青少年センター 第4研修室、多目的室 など
備品使用料	勤労者会館 ピアノ・液晶プロジェクター

② 使用料等の見直し

機器の更新、新たな施設整備に伴うものや利用区分の変更など、施設利用の向上と歳入確保の観点から見直しました。

項目	施設
機器更新に伴う見直し	自然史博物館 上限額の変更（600円 ⇒ 1,000円）
夜間料金の見直し	駅前公共駐車場（第1、第2） 17:00～翌日9:00 900円
特別観覧席（上限額）の見直し	競輪場 ロイヤル席の新設 1,000円以内 ⇒ 5,000円以内
個人利用料金の見直し	武道館 柔道場・トレーニング室 等

③ 使用料等の統一化

施設の利用形態に差がない施設について、統一的な使用料を設定しました。テニスコートについては、個人の利用と専用での利用を見直し、専用利用に統一しました。

項目	施設
宿泊料	野外教育センター
テニスコート利用料金 〔 利用料金の統一化 個人利用区分の廃止 〕	(硬式) 硬式庭球場、グリーンスポーツセンター、豊橋市民庭球場、万場調整池庭球場 (軟式) 軟式庭球場、トレーニングセンター

5 使用料等の使途


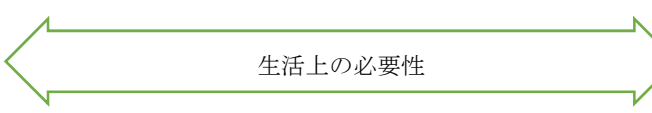
- 使用料収入は、施設の維持管理のための財源に充てます。
- 増収にかかる減価償却費相当分について、将来必要となる施設の整備・更新等に充てるため、新たに設置する「公共施設等整備基金」に積み立て、後の世代の負担軽減につなげます。

6 改定時期等

平成30年6月1日

- ただし、指定管理者において利用料金制を導入している施設のうち、平成31年度に指定管理者の基本協定を締結する施設は、平成31年4月に施行します。

【施設の性質別負担割合】

	非市場的 (公益的)	A	<p><50%></p> <p>[教育施設]</p> <p>野外教育センター、 少年自然の家、 青少年センター</p> <p>[その他の施設]</p> <p>二川宿本陣資料館、 総合動植物公園</p>	<25%>	<p><0%></p> <p>道路、河川、 小中学校（学校開放除く）、 図書館（貸室除く）、 交通児童館、 老人福祉センター、 斎場（火葬料金等別途）</p>
	中	B	<p><75%> ※</p> <p>[文化施設]</p> <p>[スポーツ施設]</p> <p>[福祉施設]</p> <p>[授業料]</p> <p>[その他の施設]</p>	<50%>	<p>[コミュニティ施設]</p> <p>市民センター、 地区市民館、 校区市民館</p> <p><25%></p> <p>斎場 (白ヶ池会館の待合等利用)</p>
	市場的 (私益的)	C	市場	<p><100%></p> <p>公共駐車場、 市営墓地、市営住宅</p>	<75%>
			Ⅲ 選択的	Ⅱ 中間	Ⅰ 必需的
			選択的		必需的

※[文化施設]

市民文化会館、公会堂、三の丸会館、西川芸能練習場、穂の国とよはし芸術劇場、アイプラザ豊橋、
ライフポート（コンサートホール・中ホール、男女共同参画センター、勤労者会館、教育会館）

[スポーツ施設]

屋内プール・アイスアリーナ、グリーンスポーツセンター、トレーニングセンター、岩田総合球技場、
総合運動場、武道館、総合体育館、地区体育館、万場調整池庭球場

[福祉施設]（障害者等福祉関係者以外の会議室等の利用）

総合福祉センター、障害者福祉会館、更生保護会館

[授業料]

看護専門学校、豊橋市立高等学校、家政高等専修学校

[その他の施設]

こども未来館、保健所・保健センター、りすば豊橋、職業訓練センター、視聴覚教育センター、
図書館（会議室）、美術博物館、自然史博物館